

商品概要説明書

総合口座

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

1. 商品名	・ 総合口座
2. 販売対象	・ 個人のお客さま（ただし実名の成年者個人に限ります）
3. 対象預金科目	・ 普通預金、定期預金 普通預金と定期預金の預金取引としての預入については、普通預金及び定期預金の商品概要説明書を参照してください。
4. 当座貸越 (1) 取扱い (2) 貸越限度額 (3) 貸越利率 (4) 利払時期 (5) 計算方法 (6) 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金の支払いに際して残高が不足する場合に、一定の限度額内でその不足額を自動的にご融資（当座貸越）します。 ・ 定期預金合計額の90%（1,000円未満は切捨て）または300万円のいずれか少ない金額。 ・ 期日指定定期預金を担保とする場合 「2年以上」の約定利率に0.5%を加えた利率。 ・ 自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および自由金利型定期預金を担保とする場合 約定利率に0.5%を加えた利率。 ・ 毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金から引落しまたは貸越残高に組入れます。 ・ 毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの金額から除きます）について付利単位を100円とし、1年を365日として日割計算します。 ・ 定期預金が複数ある場合は貸越利率の低い順に担保とし、同じ貸越利率のある場合には預入日（または継続日）の早い順序に担保とします。
5. 定期預金の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座定期預金の解約は、セットされている普通預金通帳へ振替の他、現金および本人名義の別口座へ振替処理ができます。 但し、貸越金がある場合は、セットされている普通預金への入金となります。
6. 手数料 (1) ATM・CD 利用手数料 (2) 未利用口座 管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金のキャッシュカードによる払い戻しなどにあたっては、キャッシュカード規定などに定める手数料をいただく場合があります。 ・ 令和5年1月4日以降に新たに開設された口座が対象となります。 ・ 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）または通帳記帳から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない普通預金口座を、未利用口座としてお取扱いします。 ・ お客さまご利用の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。 ・ ご案内を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合は、年間1,200円（消費税別）の手数料をご負担いただきます。 ・ 残高不足等により手数料の引落しができない場合、残金および利息を手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。 ・ ただし、次の①～③に該当する場合は対象外となります。 ①該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合（総合口座は普通預金・定期預金の合計残高が10,000円以上である場合）

商品概要説明書

総合口座

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

	<p>②同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金・積立定期預金・定期積金・外貨預金・公共債・投資信託）のお取引が1円以上ある場合</p> <p>③同一支店で、お借入もしくはカードローン契約がある場合</p>
7. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・総合口座には、柳原良平先生オリジナルデザイン通帳のほか、清水エスパルスのロゴデザインを採用した“エスパルス総合口座通帳”があります。また、同じく清水エスパルスのロゴデザインを採用したキャッシュカードがあります。・普通預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金、自由金利型定期預金のお取引につきましては、各預金の商品概要説明書をご参照ください。
8. 契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772